

第77号 答申

第1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書を非公開とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成19年 7月11日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づき、実施機関に対し、中村区A学区の区政協力委員会（以下「委員会」という。）が提出した学区区政協力委員会運営補助金事業変更承認申請書（様式3-2）（以下「申請書」という。）及び添付された変更後の事業計画書の平成17年度分（以下「本件請求文書①」という。）及び平成18年度分（以下「本件請求文書②」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 同月24日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- 3 同年 9月18日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 該当文書不存在という不明朗な理由で非公開とされたが、公務執行上絶対に不可欠な公文書が存在していないという常識では考えられない理由になっている。名古屋市の非常勤職員のみで構成された委員会が提出した文書が不存在とは、内容を隠匿する目的での虚偽ではないかと疑う。
- (2) 学区区政協力委員会運営補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に明

確に違反している。学区区政協力委員会運営補助金（以下「補助金」という。）の支出側は市の公務員、受領側も公務員では不明朗な支出、受領の連鎖であり、公務員として許されない行為である。

(3) 要綱には（交付の条件）第6条(1)事業計画の変更は市長の承認を受けること、(3)規則及びこの要綱その他関係法規に従うことと明記されている。のことから考えれば申請書の提出が当然である。

(4) 平成18年6月23日付け補助金交付決定では、広報広聴活動について予定期は5月、内容は各種団体長との懇談会の開催、このために10,000円とある。のことについて平成19年3月31日付け事業報告書には一切記載がなく、住民のための貴重な金で自分達の物見遊山と思いたくなる北海道函館市への研修会旅行の名目で1,146,840円もの大金が広報広聴活動費として報告されている。これは、事業計画の内容から一部が変更されていたと言うようなものではなく、このような行政執行はありえない。

変更のための申請書は間違いなく提出されており、それを受理していると思われる。しかし、物見遊山的旅行を事前に認めていたとなれば問題が大きくなることを恐れて、あえて隠匿のために事後承認の形を取って、申請書の不存在という虚偽の申立てをしていると考えられる。

第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 平成17年度について

平成18年4月1日に改正要綱が施行され、事業計画を変更する場合には、市長の承認を受けるために申請書を提出するものとされたが、平成17年度は要綱に提出を求める規定がない。

したがって、本件請求文書①は存在しない。

2 平成18年度について

上記1のように要綱が改正され、第6条及び第10条に事業計画を変更する場合の規定が導入された。委員会からは、申請書の提出がないまま、平成19年3月31日付け事業報告書の提出があった。事業報告書の内容は、補助金申請時に添付した事業計画の内容から一部が変更されていたが、申請書を徴すことなく名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号）第15条及び要綱第12条による領収書、事業成果の確認等の金額の確定事務と同時に変更承認を行い、補助金対象事業に適合すると認めたも

のである。

したがって、本件請求文書②は存在せず、隠匿や虚偽ではない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件異議申立ての対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 本件異議申立ての対象となる行政文書について

(1) 異議申立人が請求している行政文書は、本件請求文書①及び本件請求文書②である。

(2) 当審査会の調査によると、補助金に関し、次の事実が認められる。

補助金は、学区内における各種団体との連絡調整及び広報広聴活動その他の地域活動に要する経費の一部を補助することにより、地域活動が円滑に推進されることを目的として交付されるものである。

要綱は、平成17年 4月 1日に施行され、事業計画を変更する場合の規定が設けられた改正要綱が、平成18年 4月 1日に施行されている。

(3) 本件請求文書①について

平成17年度において、要綱では、事業計画を変更する場合の規定がないため、申請書及び変更後の事業計画書を提出する必要はない。

したがって、本件請求文書①は存在しないと認められる。

(4) 本件請求文書②について

平成18年度において、要綱では、事業計画を変更する場合は申請書及び変更後の事業計画書を提出するものとされている。しかし、委員会は、事業計画の変更に当たって、申請書及び変更後の事業計画書を提出していないため、実施機関は、これらを保有していない。

したがって、本件請求文書②は存在しないと認められる。

(5) 以上のことから、本件異議申立ての対象となる行政文書は、存在しないと認められる。

3 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

4 審査会の要望

平成18年度において、委員会が事業計画を変更する場合には、申請書及び変更後の事業計画書を提出する必要があったにもかかわらず、実施機関は、委員会からの申請書及び変更後の事業計画書の提出を受けずに事業計画の変更を承認している。

当審査会は、補助金に係る予算の執行の適正化の観点から、実施機関に対し、補助金に係る行政文書の取得に関する事務処理を適切に行うことを要望する。

第 6 審査会の処理経過

| 年 月 日 | 処 理 経 過 |
|---------------------------|---|
| 平成19年10月10日 | 諮問書の受理 |
| 10月16日 | 実施機関に弁明意見書を提出するよう通知 |
| 11月20日 | 実施機関の弁明意見書を受理 |
| 12月13日 | 異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知 |
| 平成20年 1月24日 | 異議申立人の反論意見書及び意見陳述申出書を受理 |
| 7月18日 (第92回審査会) | 調査審議 異議申立人の意見を聴取 |
| 9月 9日 (第94回審査会) | 調査審議 実施機関の意見を聴取 |
| 平成21年 8月11日 (第104回審査会) | 調査審議 |
| 8月27日 | 答申 |